

答申第333号  
令和4年8月23日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 濱口弘太郎



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う  
個人情報保護制度の見直しについて（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第34条第2項第3号の規定により、令和4年6月15日付け岐阜市行政第37号及び令和4年7月21日付け岐阜市行政第54号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 事案の概要

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法による個人情報の保護に関する法律（以下、改正後の個人情報の保護に関する法律を「法」という。）の改正により、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとされた。

法の施行後において、個人情報保護制度は国のルールに基づいて全国統一的な運用が図られることとなるが、法において、地方公共団体が法の施行条例で定め得るとされている事項について、諮問を行うものである。

本諮問に対する答申に基づき、個人情報保護法施行条例案を作成、議会に提案し、令和5年4月1日から施行する予定である。

### 2 審議の概要

#### （1）条例要配慮個人情報を定める必要性について（諮問事項1）

法は、「要配慮個人情報」を本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報と定義し（法第2条第3項）、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれているときはその旨を記載することを義務付けている（法第

75条第1項）。さらに、要配慮個人情報とは別に、地方公共団体は、地域の特性その他の事情に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができる旨規定する（法第60条第5項）。

この「条例要配慮個人情報」の取得制限を施行条例に定めることについて、国は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」において、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に該当するとしていることから、認められないとしている。

条例要配慮個人情報としては、DVや虐待等の情報が考えられるが、条例上制限規定を設けることができないとすると、その効果は、個人情報ファイル簿への記載のみであり、取得、提供等に具体的な差異が生じるものではない。

よって、条例要配慮個人情報を施行条例に規定しない方向を認める。

## (2) 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表に係る必要性について（諮問事項2）

法は、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものでないとする（法第75条第5項）。

法が定める個人情報保護ファイル簿の届出項目は、本市が現行条例で定める「個人情報保有ファイル届出書」の項目をほぼ網羅している。また、どのような個人情報の集合体を保有するかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセスを容易にするという法の趣旨を鑑みると、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し、公表する実益は乏しい。

よって、法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成について、施行条例に規定しない方向を認める。

## (3) 法第129条に規定する審議会について（諮問事項3）

現在、本市における個人情報保護制度の適正な運営を図るため、条例設置の附属機関として、岐阜市個人情報保護審議会が設置されている（条例第34条第1項）。そして、実施機関は、保有個人情報の利用目的の変更、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的利益を侵害するおそれのある個人情報の取得、第三者からの個人情報の取得、電子計算機結合、保有個人情報の利用目的以外の目的の利用及び提供、個人情報ファイルの届出等、死者の個人情報を開示する者及びその範囲、公益に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とすることができます個人情報に關し、同審議会の意見を聴かなければならないものとされている（条例第5条第3項、第6条第1項第2号及び第2項第7号、第9条第1項第2号、第10条第3項、第12条第4項、第14条第2項第4号並びに第17条第1項第7号）。また、特定個人情報ファイルの届出についても、市長は、あらかじめ、同審議会の意見を聞くものとされている（条例第13条の2第2項により準用する第12条第4項）。

る限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされている（法第89条第2項及び第3項）。

本市においては、住民サービスの観点から利用しやすい制度とするため、従前より、開示請求に当たっては手数料を徴収せず、対象文書の複写代等の実費相当額のみを徴収することとし、岐阜市情報公開条例による情報公開請求と同様の扱いとしてきた。

また、保有個人情報開示は、法の適用を受けることにより、開示手続に係る事務負担が増加するものではなく、開示手数料の負担を新たに求めることの合理性を見出すことは難しい。

よって、引き続き、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とすることを認める。

#### (6) 情報公開条例における公開情報及び非公開情報との整合について（諮問事項6）

法では、法に定める不開示情報であって、情報公開条例の規定により公開することとされている情報を不開示情報から除外することや、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために必要があるものについて不開示情報として、施行条例に定めることができるとされている（法第78条第2項）。

法第78条第1項各号と情報公開条例を比較検討すると、文言上の差異は認められるが、次のとおり、法に則って非開示の該当性を判断することに関し、合理性が認められるため、施行条例には当該規定を置かない方向とする。

##### ア 法令秘情報（情報公開条例第6条第1項第1号）について

法令又は条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報（法令秘情報）については、法第78条第1項に掲げる非開示条項のいずれかの項目に当てはめて対応することが想定されるため、整合性を確保するために必要なものとして施行条例に規定しない。

##### イ 開示請求者以外の個人情報について

情報公開条例は、非開示情報の1つとして、個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人識別符号が含まれるものうち、通常他人に知られたくないものと認められるものをあげており、このうち「通常他人に知られたくないもの」という要件は、プライバシー性を規定したものと解される。他方で、法第78条第1項第2号は、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報としている。法は、個人識別が不可能であるが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある場合も不開示事由に含んでおり識別可能性とプライバシー性を要件とする情報公開条例と比較して、非開示となる個人情報の範囲が広く

他方、法は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができると規定する（法第129条）。もっとも、国の資料によれば、地方公共団体にも法の規律を適用して、その解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みを確立するため、個別の事案の法に照らした判断の適否について審議会等への諮問を行うことは、法の趣旨に反するものであり、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととされている。加えて、地方公共団体は、法第166条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会に必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることが可能となった。そのため、個別の事案について審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は減少すると考えられる。この状況を踏まえ、法施行後における審議会のあり方について諮問された。

法施行後の審議会の所掌事務は、法第129条に定める個人情報の適正な取扱いを確保するための意見聴取と、特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項（第三者点検）に集約される。各年度の第三者点検の件数は多くないものの、対象となるシステムの仕組みや変更部分に関し、丁寧な説明と審議が必要であり、5年に1度の再評価時には審議件数の増加が見込まれる。

また、法第129条に定める個人情報の適正な取扱いに係る審議に関しては、法施行後においても、利用目的の明示の具体的方法（法第62条）、正確性確保のための方策（法第65条）、安全管理措置の具体的手法（法第66条）等、運用ルールの細則を定める場面において、審議会の意見を聴くことが必要となると見込まれる。

よって、現在の個人情報保護審議会を法第129条に規定する審議会として、引き続き存置する方向について、承認する。

#### (4) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について（諮問事項4）

法においては、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者に対し、行政機関の長等が提案者の募集を行い、民間企業等による提案を受け、これを審査し、適当と認めた事業者と契約を締結するとされている（法第111条、第112条、第115条及び第118条）。

しかし、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、上記提案募集の実施は、当分の間、任意とされている（法附則第7条）。岐阜市においては、個人情報の取扱いに慎重を期するため、新制度開始時点では提案の募集を行わず、他団体の実施内容を注視し検討を進めていくことから、今回は、行政機関等匿名加工情報に関する手数料を施行条例に規定しないことを認める。

#### (5) 開示請求に係る手数料について（諮問事項5）

法においては、開示請求をする者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされ、手数料の額を定めるに当たっては、でき

なっている。今後、個人情報の利活用の要請が高まる中で、個人情報をより手厚く保護する観点から、法の規定に合わせ運用することとし、整合性を確保するために必要があるものとして施行条例には定めない。

#### ウ 法人等に関する情報について

法第78条第1項第3号ロが定める「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」は、情報公開条例には規定されていないが、従前、同条例第6条第1項第3号柱書「正当な利益を著しく害することが明らかであるもの」に含め解釈されてきた。しかし、全国統一のルールの下で制度運用をするという法の趣旨に鑑み、不開示情報をより明確にするという趣旨から、施行条例には定めず、法の規定と整合するように、情報公開条例の見直しを検討する。

#### エ 事務事業執行不利益情報について

法第78条第1項第7号が定める「国の安全等及び公共の安全、秩序維持に関する情報」は、これまでそのような情報を取得することが想定されていなかったため、情報公開条例にも規定されていない。もっとも、個別の事案によっては、非開示を検討する場面が全くないとは言い切れない。万が一、そのような情報を取得した場合は、状況によっては、非開示とする必要があるため、整合性を確保するために必要があるものとして施行条例に定めることはせず、情報公開条例の見直しを検討する。

### (7) 開示請求に対する諾否の決定期間について（諮問事項7）

法は、開示請求に対する諾否の決定期間を、原則として開示請求があった日から30日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長できると規定している。これらの期間は、地方公共団体が条例により任意の期間に短縮することができるとされている（法第108条）。

他方、現行条例は、保有個人情報開示請求に係る決定期間を開示請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内とし、やむを得ない理由がある場合には14日以内に限り延長を可能とし、さらに著しく大量の請求に関しては、相当部分につき14日以内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りるとする。

現行条例の決定期間は、法より短い期間であるが、やむを得ない理由による延長や大量請求による延長についての規定があり、事務処理上、期限を14日以内とすることについて著しい支障は認められない。

また、保有個人情報開示請求に対する開示決定は、請求者である市民の権利保護の観点から速やかに実施される必要があり、決定期間を現行の14日間よりも長い期間とすることは、住民サービスの後退に当たると考えられる。

よって、開示請求に対する諾否の決定期限は、現行の決定期間と同様の期間、大量請求による延長については、法の解釈を踏まえた期間（28日と相当期間内）

とすることとし、施行条例に規定する方向を認める。

(8) 訂正請求及び利用停止請求に対する諾否の決定期限について（諮問事項8）

法は、決定期間を原則として請求があった日から30日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長できると定めている。これらの期間は、地方公共団体が条例により任意の期間に短縮することができるとしている（法第108条）。

他方、現行条例は、保有個人情報訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間を請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内とし、やむを得ない理由がある場合には30日以内に限り延長を可能とし、さらに決定に特に長時間をする場合、相当期間内に決定等を行えば足りるとする。

現行条例と法が定める決定期間を比較すると概ね同じであり、住民サービス維持の観点からも、特に現行期限を変更すべき事由は見当たらない。

よって、訂正請求及び利用請求に対する諾否の決定期間は、現行条例どおりとし、施行条例に定めない方向を認める。

### 3 意見

適当なものと認める。

なお、法施行後の個人情報保護制度において、これまで当審議会が担ってきた個人情報の適正な取扱いを担保する役割は、今後、法の運用に委ねられるが、運用ルールの細則を適正に設定したうえで、必要に応じ、個人情報保護委員会に対して法の解釈・運用に係る助言を求めるなど、慎重かつ厳格な取扱いを行い、引き続き個人情報保護制度の適正な運用に努められたい。